

受付者

岩沼市民会館使用許可申請書

年 月 日

岩沼市教育委員会 殿

申請者 (〒 -)

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

電 話 () 当日担当者

印

次のとおり使用したいので、岩沼市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定により申請します。

催物名									
使用年月日 時 間	年 月 日 ()			時 分 分 分					
月日・曜	室名	大ホール	第1楽屋	第2楽屋	第3楽屋	第4楽屋	中ホール	中ホール楽屋	リハーサル室
/		: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで
/		: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで
/		: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで
/		: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: ~ : : まで
使用区分	月日	準 備	リハーサル	開 場	開 演	終 演	後片付け		
	/	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: :	: :	: :	: ~ : : まで		
	/	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: :	: :	: :	: ~ : : まで		
	/	: ~ : : まで	: ~ : : まで	: :	: :	: :	: ~ : : まで		
その他使用施設	●シャワー室 / : ~ / : まで								
	●その他() / : ~ / : まで								
入場料等	無 料	整理券	招待	会員券	入場者			延べ	
	有 料	円~ 円			見込数			人	
その他の行為	1. 寄附金の募集 2. 物品の陳列販売 3. その他()								

暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可等の決定に当たり、暴力団員による使用であることを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。

許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

※	規定使用料	減免割合	減免金額	納付すべき金額	許可番号	番
室使用料	① 円	%	② 円	①-② 円	許可月日	年 月 日

※は、記入しないでください。

減免申請(有・無) 減免基準別表 - 第 項第 号を適用

後納申請(有・無)

予定表掲載 (する・しない)

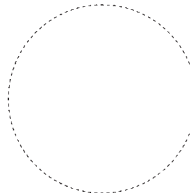
行事予定表確認 ・ 済

(会場)

調定番号 (設備)

領収日付印

現金出納員又は現金取扱員の領収印



岩沼市民会館使用許可書

年 月 日

殿

使用上の特別指示事項

受付番号第 号の岩沼市民会館使用許可申請については、上記の特別指示事項並びに岩沼市民会館の設置及び管理に関する諸規定を誠実に遵守することを条件として許可します。

岩沼市教育委員会 印

催物名									
使用年月日 時 間		年 月 日 () 年 月 日 ()		時 分 時 分		分から 分まで			
月日・曜	室名	大ホール	第1楽屋	第2楽屋	第3楽屋	第4楽屋	中ホール	中ホール楽屋	リハーサル室
	/		: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
/		: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
/		: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
/		: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
使用 区 分	月日	準 備	リハーサル	開 場	開 演	終 演	後片付け		
	/	: ~ : :	: ~ : :	: : :	: : :	: : :	: ~ : :		
	/	: ~ : :	: ~ : :	: : :	: : :	: : :	: ~ : :		
	/	: ~ : :	: ~ : :	: : :	: : :	: : :	: ~ : :		
その他使用施設		●シャワー室 / : ~ / : まで							
		●その他() / : ~ / : まで							
入 場 料 等	無 料	整 理 券	招 待	会 員 券			入 場 者	延 べ	
	有 料	円 ~		円			見 込 数	人	
その他の行為	1. 寄附金の募集 2. 物品の陳列販売 3. その他()								

暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可等の決定に当たり、暴力団員による使用であることを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。

許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

※	規定使用料	減免割合	減免金額	納付すべき金額
室使用料	① 円	%	② 円	①-② 円

※は、記入しないでください。

減免申請(有・無)

減免基準別表 第 項第 号を適用

後納申請(有・無)

納入期限は、使用日後10日以内となります。

領 収 日 付 印

現金出納員又は現金
取扱員の領収印